最終更新日：2015年12月2日
アルプス電気株式会社
代表取締役社長　栗山 年弘
問合せ先：経営企画室 03-5499-8026
証券コード：6770
http://www.alps.com/j/index.html

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社グループでは、コーポレート・ガバナンスの定義を「企業価値を増大するため、経営層による適正かつ効率的な意思決定と業務執行、並びにステークホルダーに対する迅速な結果報告、及び健全かつ効率的で透明性のある経営を実現する仕組みの構築・運用」としています。株主をはじめ、全てのステークホルダーの利益最大化が重要と考え、企業価値の最大化を図り、かつステークホルダー間の利益をバランスよく満たし、その利益を直接、間接的に還元することを基本としています。
なお、当社では、コーポレート・ガバナンスの実効性をより高めるため、次年度から監査等委員会設置会社へ移行することを検討しており、社外取締役による取締役の指名や報酬決定などの手続きへの関与による透明性の向上、経営執行に対する監視・監督機能などの適切なあり方を、引き続き協議・検討していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】
当社は、既に1名の独立社外取締役を選任しておりますが、現在、独立社外取締役の複数化に向けて適任者を選定しているところであり、2016年6月開催予定の定時株主総会には、2名以上の独立社外取締役候補者をご提案する予定です。

【補充原則４－11－３．取締役会全体の実効性についての分析・評価】
当社では、取締役の自己評価を踏まえた取締役会全体の分析・評価・その結果の開示を定期的に行っていく予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４．いわゆる政策保有株式】
１．政策保有株式に関する方針
当社は、当社の事業戦略の遂行や取引先との関係強化を目的とした戦略的な提携など、中長期的な当社の企業価値の向上につながると判断される場合を除き、原則として政策保有株式を保有しません。また、定期的な検証を通じ、中長期的な経済合理性を確認の上、保有を継続するか否かを判断します。

２．政策保有株式に係る議決権行使基準
政策保有株式の議決権行使に関しては、議案の内容を検討し、中長期に、保有先企業の株式価値、ひいては当社の企業価値向上につながるか判断した上で議決権を行使します。

【原則１－７．関連当事者間の取引】
当社では、取締役または取締役が実質的に支配する会社と、当社または当社の関係会社と取引をする場合には、当該取引について取締役会で承認を得るべき旨を取締役会細則において定めています。また、その他の関連当事者間取引についても、金額が多額に上るもの、または会社の経営上・信用上相当の影響があるものについては、当該取引について取締役会で承認を得るべき旨を取締役会細則において定めています。

【原則３－１．情報開示の充実】
(i)会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社では、企業理念、経営戦略、中短期経営計画を、ホームページ（http://www.alps.com/j/csr/）や決算説明会資料（http://www.alps.com/j/ir/ir_apx.html）、アニュアルレポート（http://www.alps.com/j/ir/ir_annual.html）などで開示しています。

(ii)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社では、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方と基本方針をホームページ（http://www.alps.com/j/csr/message/index.html）や当報告書の「Ⅰ．１　基本的な考え方」、アニュアルレポートなどで開示しています。

(iii)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
・報酬決定の方針
当社では、短期及び中長期の業績との連動性を重視した報酬体系により、役員の企業業績及び株価向上へ向けた行動を最大限に促進し、グループ全体の永続的な企業価値の向上を図ります。具体的には、以下の様な報酬の構成としています。

a）社内取締役の報酬
当社では、固定報酬、業績連動賞与、株式報酬型ストック・オプションで、社内取締役の報酬を構成しています。
業績連動賞与は、単年度の業績（営業利益、当期純利益等）に応じて変動する仕組みとしています。株式報酬型ストック・オプションは、中長期の業績と連動する報酬として、役位別に定めるストック・オプション報酬額に応じて、付与時の価値から算出した株数の株式報酬型ストック・オプションを付与しています。これは、実質的な自社株の支給と同等の効果があるストック・オプションで、当社株式の株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主と共有する仕組みです。

b）社外取締役及び監査役の報酬
当社では、社外取締役及び監査役の報酬は固定報酬のみです。

・報酬決定の手続き
当社では、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会にて報酬を決定しています。

(iv)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
・指名の方針
当社では、取締役会において審議・決定及び監督を行うための十分な能力・資質を有した者が選定されるよう、取締役選任基準を定めており、取締役として株主からの経営の委任に応え、経営判断能力、先見性、洞察力等に優れ、遵法精神、高い倫理観を有し、取締役の職務と責任を全うできる人材を取締役候補者として選定する方針としています。

・指名の手続き
上記の方針に基づき、取締役会において取締役候補者を決定しています。

(v)取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役・監査役の候補者を指名し株主総会に上程するにあたっては、株主総会招集通知の参考書類において、当該候補につき個々の指名理由を開示します。

【補充原則４－１－１．経営陣に対する委任の範囲】
当社は、取締役会において決議を要する事項については、法令・定款で定められているもののほか、経営方針、中短期経営計画その他経営に関する重要事項についても、その項目、金額基準等を設けて取締役会決議で判断・決定しており、当社ではこれらの付議基準及び各取締役に委任する範囲について取締役会規則及び細則に規定しています。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社では、現在、株式会社東京証券取引所の定めに基づく基準で判断し、独立社外取締役を選任しています。

【補充原則４－11－１．取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】
取締役として株主からの経営の委任に応え、経営判断能力、先見性、洞察力等に優れ、遵法精神、高い倫理観を有し、取締役の職務と責任を全うできる人材を選任すると共に、業務執行を行う取締役は、当社の事業に必要な開発、設計、製造、販売、管理などの分野を統括できる人材、社外取締役は専門知識を有し、中長期的な成長を促すべく監督機能を発揮できる人材をそれぞれ選任する事で、知識・経験・能力のバランスの多様性を図っています。また、規模については、取締役会での実質的な議論が可能となるよう、定款にて18名以内としています。

【補充原則４－11－２．役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】
当社における役員の他の上場会社での役員兼任状況につきまして、株主総会招集通知、有価証券報告書、アニュアルレポート、コーポレート・ガバナンス報告書などで開示します。なお、現在、当社役員の他の上場会社での役員兼任状況は以下のとおりです。

代表取締役会長　片岡政隆	アルパイン株式会社　取締役
	株式会社アルプス物流　取締役
社外取締役　飯田　隆	株式会社島津製作所　社外監査役
	日本電信電話株式会社　社外監査役
社外監査役　秋山　洋	YKK株式会社　社外監査役

【補充原則４－14－２．取締役・監査役のトレーニングの方針】
当社は、取締役・監査役が期待される役割・責務を適切に果たすことができるよう、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めることができる機会を提供することとしております。具体的には、年2回、取締役研修会を開催し、社内外の状況を踏まえたテーマを取り上げ、知識習得と意見交換を行っています。
また、監査役については、関係外部団体に加入するなどし、監査役監査に関する情報収集、共有化に努めるとともに、必要に応じてそれらが主催するセミナーや研修を受講しています。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】
（1）株主との建設的な対話を促進するための体制整備
当社は、戦略的な情報発信の強化を目指し、取締役管理本部長及び経営企画室がIR機能の主体を担っています。また、社内における迅速かつ網羅的な情報収集体制を構築し、関連法規や証券取引所のルールに則って、重要な会社情報について、開示の要否や内容、時期などの検討を行っています。
なお、株主からの対話（面談）については、経営企画室を窓口にし、株主の希望や関心事項などに応じて、IR担当取締役や経営トップなどが面談対応を行っています。

（2）個別面談以外の対話手段
決算説明会や株主通信「ALPS REPORT」の年4回発行、定期的な経営トップ及び担当取締役の海外投資家訪問、隔年で開催する「ALPS SHOW」での説明会や工場見学会の開催などにより、マネジメントと市場参加者や株主が直接対話できる場の充実を図り、建設的かつ双方向的な対話を促進しています。

（3）社内への適切かつ効果的なフィードバック
株主との対話等により得られた各種情報については、IR担当取締役から定期的に経営トップや取締役会への報告を行っています。

（4）インサイダー情報の管理方針
当社では「インサイダー取引規制に関する規程」に基づき、株主との対話（面談）を含め、インサイダー情報の管理に努め、社内外への情報漏洩の防止を図っています。

2．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	26,121,700	13.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	20,864,000	10.73
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	4,123,200	2.12
THE BANK OF NEW YORK, NON－TREATY JASDEC ACCOUNT	3,650,599	1.88
三井生命保険株式会社	3,591,000	1.85
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	3,287,168	1.69
EUROCLEAR BANK S. A. ／N. V.	3,277,608	1.69
日本生命保険相互会社	2,750,208	1.41
三井住友海上火災保険株式会社	2,517,500	1.29
JP MORGAN CHASE BANK 380634	2,450,480	1.26

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は、2015年９月30日現在の状況です。なお、上記のほか、当社が保有する自己株式2,309,557株(1.19%)があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社グループでは、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方の下、アルプスグループ経営規範として、「グループ経営規定」、「グループコンプライアンス憲章」及び「グループ環境憲章」を制定しています。また、「グループの運営及び管理に関する契約書」を結び、グループ間の連携を強化する一方、上場子会社であるアルパイン株式会社と株式会社アルプス物流については、自主性を尊重し、各社が経営計画を立案して業績管理を行うなど自立した経営判断のもとに事業活動を展開しています。そして、上場会社を含めた子会社の独立性や業務の適正性を確保するグループ全体の体制を整備しています。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
飯田　隆	弁護士								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
飯田　隆	○	宏和法律事務所 株式会社島津製作所 社外監査役 日本電信電話株式会社 社外監査役 同氏は、2011年12月まで森・濱田松本法律事務所に所属しておりました。当社は同事務所から、顧問契約等に基づき法律面での助言を受けておりますが、その取引の規模・性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	（社外取締役選任理由） 同氏は永年にわたり弁護士として法律実務に携わるとともに、日本弁護士連合会の副会長を務めるなど、法曹界において豊富な経験と実績を有しており、独立した立場から取締役会の運営及び取締役の業務執行に関して、適切な監督を行うことができると考えています。 （独立役員指定理由） 当社は、社外取締役を選任するための会社からの独立性に関する基準又は方針を定めていないものの、同氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしていることから、独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、会計監査人に監査役会・監査業務連絡会等への出席を要請し、会計監査報告を受けるとともに適時情報交換を行うことで相互の連携を深めています。

・監査役とコンプライアンス・監査室の連携状況

監査役は、コンプライアンス・監査室より活動計画の報告を受け、監査テーマの選定等について助言を行います。また、アルプスグループとしては、グループ監査連絡会を定期的に開催し、監査情報の共有化を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
秋山　洋	弁護士										○			
國吉 卓司	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
秋山　洋		柳田国際法律事務所 パートナー弁護士 YKK株式会社 社外監査役	（社外監査役選任理由） 同氏は、弁護士の資格を有し法律に関する相当程度の知見があり、実効性のある適法性

			監査を含めた適切な監査を行うことができると考えています。また、当社との間には人間関係、資本的関係又は一般株主と利益相反が生じる恐れのある取引関係その他の利害関係はありません。
國吉 卓司	○	―――	（社外監査役選任理由） 同氏は、会計事務所における永年の国際経験と公認会計士としての培われた専門的な知識・経験と幅広い見識を当社の監査に反映して頂き、実効性のある適法性監査を含めた適切な監査を行うことができると考えています。 （独立役員指定理由） 当社は社外監査役を選任するための会社からの独立性に関する基準又は方針を定めていないものの、同氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしていることから、独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬制度については、後述の「【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載の通りです。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

ストック・オプションの内容は、後述の「【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載の通りです。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2015 年3月期における役員報酬等及び監査報酬等の内容は以下のとおりです。

・取締役及び監査役に支払った報酬

取締役（社外取締役を除く） 12名 466百万円（うち、基本報酬274 百万円、賞与142 百万円、ストック・オプション49 百万円）
社外取締役　1名　8百万円（うち、基本報酬 8百万円）
監査役（社外監査役を除く） 2 名 31 百万円（うち、基本報酬31 百万円）
社外監査役 2 名 9 百万円（うち、基本報酬9 百万円）

（注）取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
また、当事業年度末日の取締役は13名（うち社外取締役1名）、監査役は4名（うち社外監査役2名）です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・報酬決定の方針

当社では、短期及び中長期の業績との連動性を重視した報酬体系により、役員の企業業績及び株価向上へ向けた行動を最大限に促進し、グループ全体の永続的な企業価値の向上を図ります。
具体的には、以下の様な報酬の構成としています。

a）社内取締役の報酬

当社では、固定報酬、業績連動賞与、株式報酬型ストック・オプションで、社内取締役の　報酬を構成しています。
業績連動賞与は、単年度の業績（営業利益、当期純利益等）に応じて変動する仕組みとしています。株式報酬型ストック・オプションは、中長期の業績と連動する報酬として、役位別に定めるストック・オプション報酬額に応じて、付与時の価値から算出した株数の株式報酬型ストック・オプションを付与しています。これは、実質的な自社株の支給と同等の効果があるストック・オプションで、当社株式の株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主と共有する仕組みです。

b）社外取締役及び監査役の報酬

当社では、社外取締役及び監査役の報酬は固定報酬のみです。

・報酬決定の手続き

当社では、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会にて報酬を決定しています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役が適正な判断を行えるよう、取締役会の開催に際して、取締役会事務局が資料を事前配付し議案の提案の背景や目的、内容などの事前説明を行い質疑に答えるほか、連絡会等を通じて情報の共有化を図っています。また、当社の工場や子会社、展示会の見学などを実施し、理解を深めてもらえるようサポートしています。

社外監査役を含む監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

・取締役・取締役会

取締役会は、経営の基本方針や経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、職務執行状況の監視・監督を行う機関と位置づけています。当社の取締役は、現在13名と機動的な運営が可能な規模にしています。取締役会は月１回の定例開催に加え、必要に応じて臨時開催を行い、重要事項を全て付議し、充分な討議を経た上で決議を行っています。なお、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めています。また、取締役会規則・細則に基づき、決議事項については法務、会計、税務及び経済合理性などについて事前確認を行い、取締役会決議の適法性及び合理性を確保しています。更に、「取締役会上程の手引き」を作成し、議案書の様式や審議ポイントを明確にしています。

・監査役・監査役会

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席する他、当社の業務や財産状況の調査により取締役の職務執行の監査を実施しています。監査役会は、監査に関する重要事項の報告を受け、協議・決定を行っています。社外監査役を含む監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置し、機動性を高めた監査活動が可能な体制を整備しています。
また、監査役は、コンプライアンス部門、内部監査部門、会計監査人及び経理部門等と緊密な連携を保つため、定期的に監査業務連絡会を開催し意見交換する等、監査が実効的に行われる体制を確保しています。

・会計監査人

会計監査人については、新日本有限責任監査法人を選任しています。会計監査人は内部監査部門及び監査役と、必要に応じ適時情報交換を行うことで相互の連携を深めています。

・コンプライアンス・監査室

代表取締役社長の直轄組織として、コンプライアンス・監査室を設置しています。このうち内部監査の領域では、当社及び電子部品事業セグメントに属する国内外の関係会社に対する内部監査を通じて、業務の有効性と効率性を検証・評価しています。監査結果は取締役会に報告するなど、牽制機能の充実を図るとともに業務改善提案も行っています。
上場子会社であり、かつ当社グループにおける車載情報機器事業セグメント、物流事業セグメントの基幹会社であるアルパイン株式会社及び株式会社アルプス物流に関しては、グループ監査連絡会等において、内部監査の実施状況などの監査情報及び課題を共有化しています。
またコンプライアンスの領域では、企業倫理、法令、社会規範及び社内規定を遵守するための業務適正を確保するための体制の構築と運用の推進に取り組むとともに、経営企画室、法務部、人事部、総務部などの社内関連部門と連携して適法経営の充実を目指しています。

・経営計画会議

当社では、会社方針・大綱に基づき中短期の経営計画を作成し、当社取締役および監査役が出席する経営計画会議を年2回開催し、経営計画に関する審議と情報の共有化を図った後、取締役会の承認を受ける体制としています。これに従い、月次単位の業務遂行の進捗管理を行い、経営資源の最適活用を図るため、重要事項については社内規定に基づき取締役会に付議した上で、業務執行を行っています。

・経営企画室

代表取締役社長の直轄組織として、経営に関する企画推進に加え、広報、IR、CSR推進機能などを経営企画室に集約し、各種活動を横断的に推進しています。また、関連部門と緊密な連携を取り、効果的なCSR活動を推進するとともに、適切な情報開示ができるよう取組みを強化しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社における経営執行上の監視・監督は、取締役会自身が行うとともに、取締役会から独立した監査役会が、会計監査人や内部監査部門との緊密な連携の下、その責務を負っています。また、社外取締役を選任し、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を持たせています。

電子部品事業を営む当社においては、機能別に組織体制を敷いていますが、相互の関連性と専門性が高いため、事業担当など事業に精通した取締役がお互いに意見交換を行うことにより、迅速かつ的確な意思決定や職務執行を行っています。また、互いの経営責任を明確にして相互に監督することにより、監督機能も高まると考えています。なお、今後も法令等の動向にも注意した上で、経営執行に対する監視・監督機能などの適切なあり方を、引き続き協議・検討していきます。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知を法定期日より早期である総会開催日の3週間前を目処に発送しています。本年（2015 年）は5月29日に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主に出席いただけるよう、集中日を回避して実施しています。本年（2015 年）は6月19日に行いました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使を受け付けています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」を採用しています。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の英語版（要約）を作成し、外国人株主への議決権行使勧誘を実施しています。
その他	株主総会の運営面では、開会前の製品展示及び閉会後の株主懇談会（当社全役員が出席）などを開催しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	関連法規や証券取引所のルールに則って、経営企画室が主体となり、重要な会社情報について、開示の要否や内容、時期等の検討を行うとともに、社内における迅速かつ網羅的な情報収集体制を構築しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社では、2年に一度、顧客向けに新技術・新製品を発表する「アルプスショー」を行っています。個人株主をご招待し、当社をはじめとしたグループ会社の新技術や新製品、取組みについてご覧いただいています。また、会期中はIR担当取締役による株主向け説明会を行い、個別の質疑に応じることで、当社に対する理解を深めていただくよう努めています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期並びに通期の決算説明会を開催し、担当取締役やIR部門による説明を行っています。これらは、いずれも決算短信公表当日に行っています。また、「アルプスショー」への招待や工場見学会を開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年に2～3回を目処に、担当取締役による、海外機関投資家に対する個別訪問を行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIR情報サイト（http://www.alps.com/j/ir/）を開設し、適時開示資料や決算説明会資料、株主通信（アルプスレポート）のほか、IRスケジュールなどの閲覧が可能となっています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	戦略的な情報発信の強化を目指し、経営企画室がIR機能を担っています。	
その他	株主宛に株主通信を四半期ごとに発行・送付しています。また、株主以外の方にもご覧いただけるよう、同内容をホームページにも掲載しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループコンプライアンス憲章及びコンプライアンス基本規定において、ステークホルダーの立場を尊重し、企業理念である「アルプスは人と地球に喜ばれる新たな価値を創造します」の実現のため、法令を遵守することはもとより、良識ある企業活動を心掛けることを謳っています。

環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、企業理念 に基づき、環境保全及びCSR活動に取組んでいます。これらの活動内容や実施状況の詳細 については、当社ホームページなどで紹介しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、第3次CSR中期活動方針において、「より良質な価値の共有により、ステークホルダーの信頼を獲得するCSR活動の追及」を中期活動方針として掲げ、様々なコミュニケーション活動を通じて、ステークホルダーへの適切な情報提供を行っています。
その他	海外を含む全拠点でCSR担当者を選任し、グローバルでのCSRに関連するコミュニケーションや活動を推進する体制を整えました。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、創業の精神（社訓）をグループ経営の原点と位置づけ、アルプスグループ経営規範（グループ経営規定、グループコンプライアンス憲章及びグループ環境憲章）を制定し、当社のコンプライアンスについての基本理念と行動指針を定めて当社及び当社子会社に展開します。これを踏まえて、当社は業務の適正を確保するための体制を整備しています。その基本方針は以下のとおりです。

1．当社及び当社子会社の取締役及び使用人の法令及び定款適合性を確保するための体制

1）当社は、法令の趣旨や社会の要請、企業倫理に基づいて公正な経営を目指し、良識と責任ある行動をとるため、コンプライアンスの基本理念と行動指針を宣言するとともに、その具体的内容を明確にした社内規定を定めます。

2）当社は、利害関係のない独立した社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会において経営の方針や重要事項を審議・決定し、また、各取締役の職務の執行状況の監督を行うため、当社取締役会規則に決議事項及び報告事項の具体的内容・基準を明確に定めるとともに、このような審議・決定及び監督を行うための能力・資質を有した者が取締役として株主総会で選任されるよう取締役候補者の選定基準を設定します。

3）当社は、取締役会決議の適法性を担保するため、上程される議案の適法性に関する確認制度を整備します。

4）当社は、取締役の職務の執行に関する適法性監査の実効性を確保するため、当該監査を行うための能力・資質を有した者が監査役として株主総会で選任されるよう監査役候補者の選定基準を設定します。

5）当社は、健全な企業風土を醸成するため、役員及び従業員に対してコンプライアンス教育を実施します。

6）当社は、子会社の取締役及び従業員の法令及び定款適合性を確保するための体制として、以下の体制を整備します。

（1）電子部品事業のセグメントに属する子会社について

当社は、電子部品事業のセグメントに属する子会社（以下「電子部品事業セグメント構成会社」といいます）の経営に関する指導・管理を行う制度を整備します。また、当社は各電子部品事業セグメント構成会社の状況等に応じてコンプライアンスに関する体制の構築とその活動を支援します。

（2）アルパイン株式会社及び株式会社アルプス物流について

当社子会社のうち、上場企業であり、かつ当社グループにおける車載情報機器事業、物流事業の各セグメント基幹会社である上記2社（以下「上場子会社」といいます）は、当社グループの企業理念及び行動指針を踏まえ、各々のセグメントを構成するグループごとに内部統制に係る体制を構築します。また、当社は上場子会社と当社グループの内部統制の構築に係る連携を図るための制度を整備します。

2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理並びに当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

1）当社は、取締役会の意思決定に至る過程及び意思決定に基づく執行に関する情報の取扱いを明確にした社内規定を定めます。

2）当社は、各部門が保管する情報・保存方法・閲覧の権限等を社内規定に定め、情報の保存等に関する環境を整備します。

3）当社は、当社子会社の取締役等の職務の執行に関する当社への報告に関し、各社の役割・機能等を踏まえた報告制度を整備します。

3．当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1）当社は、グループ全体のリスクの統括的管理及び情報の共有化を図るため、リスク管理に関する社内規定を定め、種々のリスクに関する管理・報告の体制を整備します。

2）当社は、当社子会社に関連する一定のリスクについて当社への事前協議及び報告体制を整備します。また、電子部品事業セグメント構成会社については、当社のリスク管理に関する規定に準拠して各社で体制を整備させるとともに、その状況に応じて必要となる支援を行います。上場子会社については、各社及びそのグループ内においてその業務執行に係るリスクを踏まえた体制を整備し、当社は、上場子会社と連携を図るための制度を整備します。

4．当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1）当社は、機能別本部に加え、事業担当制を導入し、それぞれに担当取締役を設置して執行責任の所在を明確にするとともに、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築します。

2）当社は、取締役会において中短期経営計画を審議・決定し、各取締役は、その計画に定める目標達成のため行動するとともに、進捗状況を取締役会において報告します。

3）当社は、当社グループ全体の基本方針・戦略に基づいて、子会社の運営管理上の区分を定め、これらを踏まえた効率的な業務執行を確保するための体制を構築します。また、電子部品事業セグメント構成会社については各社の状況等に応じて経営・業務の指導及び業績の管理を行う制度を整備するとともに、上場子会社については経営の状況報告を受けその進捗を確認しつつ連携を図るための制度を整備します。

5．当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するためのその他の体制

1）当社は、当社グループのコンプライアンスに関する基本理念と行動指針を定めて当社及び当社子会社に展開し、当社グループにおける共通の価値観としてこれを共有します。

2）当社は、当社グループ内における取引の価格について、適正な基準を設定します。

3）当社は、企業倫理や社内規定及び法令に係る違反の防止、早期発見及びその是正を図るため、当社及び当社子会社において内部通報制度（倫理ホットライン）（以下「倫理ホットライン」といいます）を設置し、通報窓口を定期的に周知します。

4）当社の内部監査部門は、当社及び電子部品事業セグメント構成会社の経営・事業に係る活動全般について監査を行い、当該内部監査の結果を取締役会並びに監査役会及び会計監査人に報告します。また、上場子会社については、各社の内部監査部門が各社及びそのグループ内を対象として監査を行うとともに、必要に応じて当社の内部監査部門と連携します。

5）当社の監査役は、当社子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けます。

6. 監査役の職務を補助する使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する部署を設け、専任のスタッフ（以下「監査役補助スタッフ」といいます）を配置します。

7. 当社の監査役補助者の取締役からの独立性及び当該補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

1）監査役補助スタッフは、他の職務を兼任せず、専ら当社監査役の指揮命令に従うものとします。

2）当社は、常勤監査役の同意の下において監査役補助スタッフの人事異動及び人事考課を実施します。

8. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制

1）当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、取締役による監査役への報告体制を整備します。

2）当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、従業員が倫理ホットラインの窓口への通報を通じて、直接又は間接的に監査役に報告できる体制を整備します。

9. 当社子会社の取締役、監査役、使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

1）当社は、当社子会社で発生した重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、当該子会社の取締役・監査役が直接、又は当社の担当取締役等を通して当社の監査役に報告できる体制を整備します。

2）当社は、当社子会社の従業員が倫理ホットラインの窓口への通報を通じて直接又は間接的に当社の監査役に報告できる体制を整備します。

10. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員等が監査役に対して報告・通報をしたことを理由とした不利益な取扱いを禁止することを社内規定に定めます。

11. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について

1）当社は、監査役の監査に関する費用について、監査役会で立案した監査計画に基づいた適切な額の予算を確保し、実際に支出する費用を前払又は償還します。

2）当社は、監査役が緊急又は臨時に支出する費用について、監査役からの請求に基づいて前払又は償還します。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

1）監査役は、取締役会や予算審議会等の重要な社内会議に出席できるなど、取締役や幹部従業員と定期及び随時に会合を行えることとします。

2）監査役は、内部監査部門及び会計監査人と緊密な連携を図れるようにするために、定期及び随時に会合を行えることとします。

3）監査役は、監査の実施上必要な場合には、外部の専門家を使用できることとします。

13. 財務報告の適正を確保するための体制

当社は内部統制の整備・運用状況を業務の自己点検や独立部門による評価を通じて確認したうえで、財務報告の信頼性に係わる内部統制の有効性について内部統制報告書に開示します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、更にそれらからの要求を断固拒否する方針を堅持します。反社会的勢力及び団体に対する対応を統括する組織を人事・総務部内に設置し、社内関係部門及び警察等外部専門組織機関との協力体制を整備しています。また、不当要求に対応するため、社内研修などを通じて教育を行っています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

・適時開示体制の概要

1. 開示担当組織の整備状況

1)適時開示における情報取扱責任者を取締役管理本部長とし、適時開示規則への照会は経営企画室が担当しています。

2)子会社を含め社内外で発生した会社情報は、管理本部における各部門が情報の所轄部門より事実の収集と共有化を図っています。

3)決算に関する会社情報は、経理部門より四半期ごとの決算の経過と確定について取締役会に報告されています。

2. 適時開示手続きの整備状況

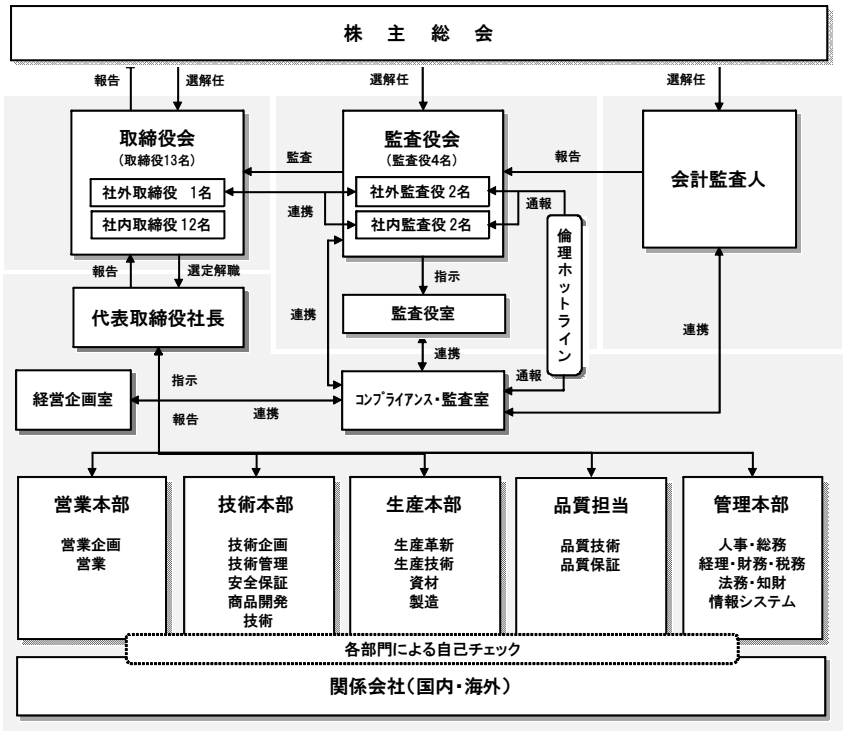
1)取締役会において審議される会社情報は、取締役管理本部長がその重要性を判断し、適時開示規則に準じて開示しています。

2)社内外で発生した会社情報は、取締役管理本部長及び情報発生元の取締役(もしくは責任者)による協議の下、その重要性を判断し、適時開示規則に準じて開示します。

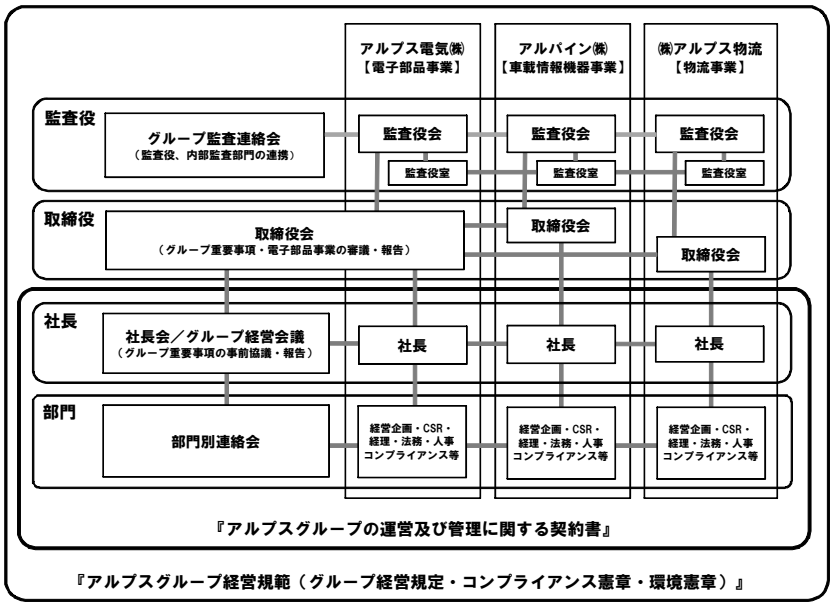
3)決算情報は、経理部門を管轄する取締役が取締役会への報告を経て、当該情報を経営企画室と共有しながら、適時開示規則に準じて開示しています。なお、これらの会社情報は、外部への公表と同時に、全ての取締役、監査役及び連結対象会社の責任者等へ電子メールにより報告されており、かつ当社ホームページでも速やかに公開すべく対応しています。

【参考資料】

当社コーポレートガバナンス体制



当社グループ内部統制体制



適時開示に係わる社内体制

